

犬山市宅地開発等指導要綱の概要

犬山市では、良好な住環境を確保し、健全で秩序あるまちづくりを推進することを目的として、開発や建築事業等についての基準を定めています。一定規模以上の開発や建築事業等を行う場合には、市との協議が必要となります。

1 基準について（要綱第13条から第28条まで）

項目	協議内容	担当課（条文）
事業計画の周知	標識の設置	都市計画課（第13条）
近隣関係者への説明	説明状況の報告	都市計画課（第14条）
テレビ電波受信障害対策	事前の調査等及び必要な措置の実施	都市計画課（第15条）
景観への配慮	犬山市景観計画への適合	都市計画課（第16条）
道路	配置、構造等	土木管理課（第17条）
道路等の安全施設	交通安全施設の設置	土木管理課、防災交通課 （第18条）
公園、緑地又は広場	公園等の設置	土木管理課（第19条）
消防施設等	消防施設等の設置	予防課（第20条）
ごみ集積場	可燃ごみ集積場の利用及び新設	環境課（第21条）
上水道	水道施設	水道課（第22条）
排水施設	排水可能な地点までの排水路等	土木管理課、下水道課 （第23条）
集会施設	集会施設の設置	地域協働課（第24条）
駐車場	駐車場の確保	防災交通課（第25条）
駐輪場	駐輪場の確保	防災交通課（第26条）
町内会への加入	町内会への加入の取り組み	地域協働課（第27条）
文化財の保護	文化財等の取扱い	歴史まちづくり課（第28条）

2 指導要綱や基準について

指導要綱や様式は、犬山市ホームページからダウンロードできます。

「トップページ→事業者向け情報→建築→犬山市宅地開発等指導要綱」

<http://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyoku/kenchiku/1001159.html>

施設等の整備基準の内容については、指導要綱をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36

犬山市役所都市整備部都市計画課 建築・景観担当

TEL:0568-44-0331

FAX:0568-44-0366